

大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定書

今日の学問の高度化と専門分野の進展の中、大学院にふさわしい高度な研究教育を実現するためには、複数の大学院間の積極的な学術交流と提携が、大きな効果をあげるものと期待されている。英米文学・英語学分野においても、一大学が開講している授業科目数が限定されているため、複数の大学院間の単位互換制度の導入によって、大学院生により豊富な学習機会を提供することは、必要かつ有益な改革である。

本協定に参加する各大学の大学院研究科あるいは専攻課程は、平等互惠の精神を基盤とし、相互の学術交流と発展を目指し、英米文学・英語学分野ならびにその関連分野の授業科目に関して、単位互換制度を設けることについて、以下のとおり合意したので本協定書を取りかわす。

(履修の願い出)

第1条 本協定に参加する大学院に在籍する学生が、研究上の必要により、他大学院の授業科目を履修しようとするときには、所属大学院の指導教授の承認を得たうえで、所属大学院を通じ、希望先の大学院にその旨、願い出るものとする。

(履修学生の受入れ)

第2条 所定の手続きにより他大学院の履修申し込みを受けたときは、当該大学院は、正規の授業に差し支えない限り、特別履修学生としての受け入れを許可する。

(単位互換)

第3条 特別履修学生が、受け入れ先大学院において単位を修得したときは、所属大学院課程の修了に必要な単位として認められる。

(授業料等)

第4条 特別履修学生の入学料、検定料、授業料、手数料等については、各大学院とも徴収しない。

(運営協議会の設置)

第5条 本協定事項を運営するために運営協議会を置く。

2 大学院英米文学・英語学の単位互換制度に関する運営協議会規約については別に定める。

(施設の利用)

第6条 特別履修学生を受け入れた大学院は、本協定に基づき履修を認めた特別履修学生の図書館等の施設利用に際し便宜を図る。

(協定からの脱退)

第7条 本協定に参加する大学の長は、他の参加大学に対して、対翌年度からこの協定に参加しない旨の意思表示をして、この協定から脱退することができる。

2 前項の意思表示は、脱退を希望する年度の開始の日から6ヶ月前までにしなければならない。

附 則

1. 本協定は、以下の各大学大学院研究科(専攻課程)の参加によって、平成15年4月1日から施行する。
2. 本協定は、平成21年4月1日から施行する。

駒澤大学大学院人文科学研究科英米文学専攻

鶴見大学大学院文学研究科英米文学専攻

獨協大学大学院外国語学研究科英語学専攻

関東学院大学大学院文学研究科英米文学専攻